

三朝町告示第95号

平成28年第8回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月28日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 期 日 平成28年12月8日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

石 田 恭 二

吉 田 道 明

池 田 雅 俊

能 見 貞 明

中 信 貴美代

山 口 博

清 水 成 眞

藤 井 克 孝

平 井 満 博

山 田 道 治

牧 田 武 文

福 田 茂 樹

○応招しなかった議員

な し

第8回三朝町議会定例会会議録（第1日）

平成28年12月8日（木曜日）

議事日程

平成28年12月8日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・議員派遣について
 - ・所管事務調査の報告について
- 議会運営委員会
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- ・陳情第10号 町内3小学校の平成30年度統合の白紙撤回に関する陳情
 - ・陳情第11号 三朝町小学校統合の検討に関する陳情
- 日程第6 議案第94号 平成28年度三朝町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第95号 平成28年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第96号 平成28年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第97号 平成28年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第98号 平成28年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第99号 平成28年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第100号 平成28年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第101号 平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第102号 平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第103号 三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第16 議案第104号 三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第105号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程第18 議案第106号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について

- 日程第19 議案第 107号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第20 議案第 108号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・ 議員派遣について
 - ・ 所管事務調査の報告について
- 議会運営委員会
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 陳情の委員会付託
- ・ 陳情第10号 町内3小学校の平成30年度統合の白紙撤回に関する陳情
 - ・ 陳情第11号 三朝町小学校統合の検討に関する陳情
- 日程第6 議案第94号 平成28年度三朝町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第95号 平成28年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第96号 平成28年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第97号 平成28年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第98号 平成28年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第99号 平成28年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第100号 平成28年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第101号 平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第102号 平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第103号 三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第16 議案第104号 三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第105号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程第18 議案第106号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散について
- 日程第19 議案第107号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について

日程第20 議案第 108号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の
共同設置の廃止について

出席議員（12名）

1 番 石 田 恭 二	2 番 吉 田 道 明
3 番 池 田 雅 俊	4 番 能 見 貞 明
5 番 中 信 貴美代	6 番 山 口 博
7 番 清 水 成 眞	8 番 藤 井 克 孝
9 番 平 井 満 博	10番 山 田 道 治
11番 牧 田 武 文	12番 福 田 茂 樹

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 山 根 猛 昭 副主幹 小 椋 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町長	吉 田 秀 光	副町長	岩 山 靖 尚
教育長職務代理者	藤 井 俊 子	総務課長	西 田 寛 司
会計管理者	山 中 恵 子	危機管理課長	大 村 哲 也
財務課長	赤 坂 英 樹	町民税務課長	片 岡 里 美
福祉課長	新 寛	子育て健康課長	前 田 敦 子
農林課長	青 木 大 雄	企画観光課長	椎 名 克 秀
建設水道課長	米 原 英 章	教育総務課長	小 椋 泰 志
社会教育課長	松 原 照 宗	文化ホール館長	吉 田 弘 幸
危機管理課参事	佐々木 敦 宏	教育総務課参事	河 村 明 浩
社会教育課参事	馬 野 真由美	ブランナールみささ支配人	小 椋 誠

午前10時02分開会

○議長（福田 茂樹君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第8回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福田 茂樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、2番、吉田道明議員、3番、池田雅俊議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（福田 茂樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から16日までの9日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から16日までの9日間と決定いたしました。

9日間の日程につきましては、お手元に配付している日程予定表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、9日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（福田 茂樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣について、お手元に配付している資料のとおり派遣いたしましたので、報告します。

次に、議会運営委員会事務調査報告について、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会、清水成真委員長。

○議会運営委員会委員長（清水 成真君） 議会運営委員会は、去る11月16日から18日までの3日間、北海道上士幌町、南幌町を事務調査いたしました。

上士幌町は、北海道十勝地方北部に位置し、面積695.87平方キロメートル、人口約4,900人で、畑作、畜産を中心とする農業が盛んな町で、自然豊かな町でありました。調査した事項は、開かれた議会を実践するためのタブレット導入についてであります。

次の南幌町は、道都札幌市及び千歳市の中心部から25キロに位置し、面積は81.36平方キロメートル、人口約7,900人、丘陵地はなく、全町平坦な農業が基幹産業の町でありました。調査した事項は、議会議員政治倫理条例、議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてであります。

別紙報告書を議長に提出いたしましたので、閲覧いただき、報告といたします。

日程第4 行政報告

○議長（福田 茂樹君） 日程第4、行政報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 行政報告を申し上げます。

初めに、9月11日開催されましたNHKの「のど自慢」は、予選会を勝ち抜かれた20組の皆さんの熱唱が本町から全国に放送されました。当日は約1,000人の観客をお迎えし、大変熱気のこもった「のど自慢」となりました。

9月21日、三朝町子育て世代包括支援センターを開設しました。同センターは、妊娠期から子育てまで切れ目のない支援を行うことを目的としており、安心して妊娠、出産、育児ができる環境が整備でき、出生数の増加など、期待しております。

9月22日から30日までの9日間の日程で訪仏しました三朝中学校手作り訪仏団の生徒6名は、ラマルー・レ・バン町において、友好の輪を深めてこられました。また、日本遺産国際発信事業として、9月25日から29日まで、福田茂樹町会議長、日本遺産三徳山・三朝温泉を守る会、藤井文典会長と一緒にラマルー・レ・バン町を訪問し、タイヤン町長を初め、ラマルー・レ・バン町の皆様に日本遺産三徳山・三朝温泉の魅力を知っていただきました。その様子はNHKのニュースでも放送されたところでございます。フランスでは、そのほかに自治体国際化協会、日本政府観光局パリ事務所、JALパリ支局、NHKヨーロッパ総局などを訪ねて、三朝町の宝である三徳山、三朝温泉の魅力PRをしてまいりました。

そのほか、9月25日の女流本因坊第2局、10月16日のワールドトレイルズカンファレン

スなどで、国内外から多くのお客様をお迎えし、盛大に開催できましたことは大変喜ばしいことであったと考えております。

しかし、10月21日に発生しました鳥取県中部地震は、一瞬にして日常生活に甚大な影響を及ぼしました。1,000件を超える家屋の損壊、道路、上下水道、公共施設への被害など、三朝町の歴史始まって以来の最大級の地震災害でありました。改めまして、被災されました町民皆様にお見舞いを申し上げます。発災時から職員一丸となり、不眠不休で災害対策に邁進してまいりました。今後は、一刻も早い復興に努力してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

最後に、11月20日に発生しました民家火災において、消防団の決死の消火活動にもかかわらず、犠牲者が出てしまいました。今後二度とこのようなことが起きないように、消防団活動の一層の充実を図ってまいりたいと存じます。お亡くなりになりました方の御冥福を心からお祈り申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第5 陳情の委員会付託

○議長（福田 茂樹君） 日程第5、陳情の委員会付託を行います。

陳情第10号、町内3小学校の平成30年度統合の白紙撤回に関する陳情、陳情第11号、三朝町小学校統合の検討に関する陳情、この2件の陳情は、議会運営委員会に付託いたします。

日程第6 議案第94号 から 日程第20 議案第108号

○議長（福田 茂樹君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第6から日程第20までの15件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第6から日程第20まで、すなわち議案第94号から議案第108号までの15件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期定例会に提案いたしました平成28年度の補正予算案等15件の諸

議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第94号、平成28年度三朝町一般会計補正予算（第6号）について、主な概要を申し上げます。

今回の補正予算では、前回の補正に引き続き、それぞれの費目において、鳥取県中部地震関連予算について所要の調整を行っております。新規に計上したものとしましては、民生費でございます災害援護資金貸付事業でございます。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、住居が半壊以上の被害を受けた方に対して貸し付けを行うもので、利子補給の債務負担行為とあわせ、所要の措置を講じるものでございます。また、農林水産業費でございます共同利用施設災害復旧事業は、鳥取中央農業協同組合が所有する梨選果場とカントリーエレベーターの災害復旧について、倉吉市と三朝町が共同で支援を行うこととしております。

次に、震災関連以外の事業等でございます。

まず、総務関係費でございますが、役場庁舎駐車場として借地しております土地について、所有者との交渉により取得できる見込みとなりましたので、所要の費用を計上しております。また、ふるさと納税が当初の見込みより増額となる見込みでございますので、歳入の増額にあわせて、関連経費についても所要の額を増額しております。

次に、民生費でございますが、消費税率の引き上げが2年半延期されたことにより、軽減税率制度が導入されるまでの経過措置と位置づけられている臨時福祉給付金について、経済対策の一環として2年半分が一括支給されることになりましたので、所要の額を計上することとしております。

次に、農林水産業費でございます。鳥取県中部森林組合が実施する高性能林業機械の整備について支援することにより、合板、製材生産に向けた町内産の木材の供給量の拡大を図っていくこととしております。

そのほか、今期補正予算では、各費目において、今年度の事務、事業の決算見込みで、それぞれの事業費の調整を行うこととしております。

以上が今回の補正の主な内容でございますが、これらの財源については、国・県補助金、町債等の調整を行ったほか、ふるさと応援基金の活用を図ることとし、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ2億12万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億8,598万1,000円とするものでございます。

次に、議案第95号から議案第102号までの各特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、それぞれの会計において、事業の執行状況、決算見込み等により、所要の調整を行って

るところでございます。

議案第103号、三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものでございます。

議案第104号、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正につきましては、特別の事情がある場合を除き、配偶者同行休業の期間延長は1回とされていることから、特別の事情がある場合について、国家公務員と同様の規定を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第105号から議案第108号までの4件につきましては、鳥取県町村職員退職手当組合について、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図ろうとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） 続いて、各議案について、細部説明を求めます。

議案第94号、平成28年度三朝町一般会計補正予算（第6号）について、赤坂財務課長。

○財務課長（赤坂 英樹君） 議案第94号、平成28年度三朝町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。議案書3ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億12万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を55億8,598万1,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容を事項別明細書等により御説明申し上げます。歳出から御説明申し上げます。

今期補正予算では、前回の補正予算に引き続き、鳥取県中部地震関連予算について、復旧事業の追加等、所要の調整を行ったほか、各費目におきまして、今年度の事務、事業の決算を見込んで、それぞれの事業費の調整を行うこととしております。

以下、新規の事業等を中心に主な内容を御説明申し上げます。

15ページでございます。総務管理費の財産管理費にございます庁舎駐車場敷地購入費でございますが、現在、役場庁舎駐車場として借地しております土地について、所有者との交渉により取得できる見込みとなりましたので、所要の費用を計上したものでございます。

また、地域振興対策費にあります地域活動用テント整備事業につきましては、水力発電施設等周辺地域交付金を活用し、軽量のワンタッチテントを整備することにより、地域のコミュニティ活動を支援していくこととしたものでございます。

17ページ、民生費、社会福祉総務費の臨時福祉給付金でございます。消費税等の税率引き上げが2年半延期されたことに伴いまして、平成26年に実施した消費税率引き上げによる低所得者等への影響緩和策として臨時的に実施されておりました臨時福祉給付金についても、経済対策の一環として、2年半分の交付金が一括支給されることになりましたので、本町においても所要の措置を講じたものでございます。

次に、18ページ、災害援護資金貸付事業でございます。これは、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、住居が半壊以上の被害を受けた被災者に対して貸し付けを行うものでございます。貸し付けの原資は、県が町に貸し付け、県と町が共同で利子補給を行うもので、利子補給の債務負担行為とあわせて、所要の措置を講じております。

19ページ、農林水産業費、農業振興費にございます共同利用施設災害復旧事業でございます。これは、鳥取中央農業協同組合が所有する梨選果場とカントリーエレベーターの災害復旧について、施設を利用している三朝町と倉吉市が共同で復旧を支援することにより、本町の特産品である米と梨の生産基盤の安定を図ろうとするものでございます。

次に、林業振興費の合板・製材生産強化対策事業でございます。これは、鳥取県中部森林組合が実施する高性能林業機械の整備について支援することにより、合板、製材生産に向けた町内産の木材の供給量の拡大を図ろうとするものでございます。

次に、21ページ、教育費、小学校費でございます。東小学校において、来年度から特別支援学級がふえる見込みとなったことから、必要な教室改修、備品整備等について、所要の措置を講じることとしております。

続いて、歳入について、主なものを御説明申し上げます。議案書11ページからでございます。

特別交付税については、今年度の交付見込みから所要の額を増額することとしたほか、ふるさと応援寄附金についても、当初の見込みより増額の見込みとなりましたので、関連経費の増額とあわせ、所要の調整を行っております。

国庫支出金、県支出金、町債等につきましては、各事業の財源となる補助金等について、それぞれ所要の調整を行っているものでございます。

また、繰入金でございますが、今回計上した事業の一部にふるさと応援基金を活用することとしたほか、所要の調整を行うこととしております。

以上が平成28年度三朝町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） 議案第95号、平成28年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)、議案第96号、平成28年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、前田子育て健康課長。

○子育て健康課長(前田 敦子君) 議案第95号、平成28年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説明させていただきます。議案書の27ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,021万4,000円を減額しまして、総額をそれぞれ9億2,386万6,000円とするものでございます。

31ページでございます。歳入歳出補正予算事項明細書でございますが、歳入は、保険給付費の減少見込みに伴いまして、その財源となる国県支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金を減額しまして、基金繰入金についても減額を計上いたしております。

歳出は、これまでの療養給付費、高額療養費の実績額に基づき保険給付費を推計しまして、減額をお願いしております。

続きまして、議案第96号、平成28年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。議案書の39ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ167万円を追加しまして、総額をそれぞれ8,587万円とするものでございます。

42ページの歳入歳出補正予算事項明細書をごらんください。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料は保険料の決定額に基づく徴収見込みにより増額し、一般会計繰入金を減額、繰越金につきましては、前年度の決算により確定しましたため、調整いたしました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金についての増額補正をお願いしてございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長(福田 茂樹君) 議案第97号、平成28年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、新福祉課長。

○福祉課長(新 寛君) 議案第97号、平成28年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。議案書47ページでございます。

今回の補正は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ939万7,000円を減額して、歳入歳出の総額を10億4,666万5,000円とするものでございます。

歳出については、議案書53ページでございます。歳出で主な補正内容は、保険給付費であります。介護サービス等諸費の居宅介護サービス、施設介護サービスに係る給付費、あわせて介護予防サービス等諸費の介護予防サービスに係る給付費が、実績として当初見込んでいた利用を下回る見込みとなりました。この給付費の減額によるものが、減額補正の主な要因となっております。

す。この減額にあわせまして、積立金の額を調整し、補正計上いたしております。

歳入につきましては、議案書 51 ページに戻っていただきます。歳入につきましては、先ほどの支出の保険給付費の減額分の財源として、国支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等を、それぞれ定められた割合に応じて減額を調整し、計上いたしております。

以上が平成 28 年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 議案第 98 号、平成 28 年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 99 号、平成 28 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 100 号、平成 28 年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 101 号、平成 28 年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 102 号、平成 28 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、米原建設水道課長。

○建設水道課長（米原 英章君） 議案第 98 号、平成 28 年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。議案書は 55 ページからごらんいただきたいと思います。1 ページめくっていただきまして、57 ページです。

今期補正予算では、歳入歳出からそれぞれ 138 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,275 万 5,000 円とするものでございます。

内容につきましては、61 ページをごらんいただきたいと思います。歳入につきましては、今年度の給水使用料の増額が見込まれることから、所要の補正を行うものでございます。また、繰越金につきましては、前年度繰越金を予定をしております。

歳出につきましては、同じく 61 ページ、下の段をごらんいただきたいと思います。簡易水道費では、水道施設の修繕が予想されることから、増額補正をするものでございます。また、簡易水道等改修基金として、所要の額を積み立てるものとするものでございます。

以上が平成 28 年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の細部説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 99 号、平成 28 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。議案書は 63 ページからごらんいただきたいと思います。65 ページです。

今期補正予算では、歳入歳出それぞれ 349 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,960 万 5,000 円とするものでございます。

内容につきましては、69 ページをごらんいただきたいと思います。歳入につきましては、今

年度の温泉配湯使用料の減少が見込まれることから、所要の減額補正をするものでございます。

歳出につきましては、中部地震により6号源泉の貯湯タンク1基に亀裂が入りましたので、その応急復旧工事費の不足分を計上するものでございます。また、基金費としては、財政調整基金積み立てとして、所要の額を減額するものでございます。

以上が平成28年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）の細部説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第100号、平成28年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書は71ページからごらんいただきたいと思います。1ページめくっていただき、73ページでございます。

今期補正予算では、歳入歳出それぞれ332万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億8,463万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、77ページからごらんいただきたいと思います。歳入につきましては、今年度の下水道使用料の減少が見込まれること、また、繰入金として一般会計繰入金、繰越金として前年度繰越金を予定し、所要の増額を補正するものでございます。

歳出につきましては、次の78ページをごらんいただきたいと思います。総務費では、基金費といたしまして財政調整基金積立金を予定しております。また、施設管理費としまして、公共下水道の接続工事が予定されていること、建設改良費では下水道経営戦略策定を行いたいことから、それぞれ所要の額を増額補正するものでございます。

以上が平成28年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の細部説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第101号、平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。議案書は79ページからごらんいただきたいと思います。1ページめくっていただいて、81ページでございます。

今期補正予算では、歳入歳出それぞれ94万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,535万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、85ページからごらんいただきたいと思います。歳入につきましては、今年度の農業集落排水、林業集落排水、小規模集合排水処理施設の使用料の増減が見込まれること、また、繰入金として一般会計繰入金を予定しており、所要の増額を補正するものでございます。

歳出につきましては、同じく85ページ、下の段をごらんいただきたいと思います。総務費で

は、集落排水処理事業の経営戦略策定費を計上するもので、所要の額を措置しようとするものでございます。

以上が平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の細部説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案第102号、平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。議案書は87ページからごらんいただきたいと思います。1ページめくっていただきまして、89ページをごらんいただきたいと思います。

今期補正予算は、第2条、収益的収入及び支出について補正を行うものでございます。

97ページの補正予算費目明細書により御説明いたします。損益勘定の収入、水道事業収益につきましては補正はありませんので、支出となる水道事業費用でございます。備用品、通信運搬費及び修繕料の増が見込まれること、また、それに伴う消費税の減額を行い、水道事業費用を325万2,000円を増額しまして1億2,198万9,000円とするものでございます。

以上が平成28年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）の細部説明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 議案第103号、三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について、青木農林課長。

○農林課長（青木 大雄君） 議案第103号、三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は99ページから101ページであります。そちらをごらんいただきたいと思います。

平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行されました。農業委員会におきましては、農地等の利用の最適化、すなわち担い手への農地の集積や集約化、耕作放棄地の発生防止と解消、農業への新規参入の促進に取り組む体制として強化されることとなりました。本町の現在の農業委員会は、平成29年7月19日が任期であります。次の委員会では、この改正された農業委員会法に基づいて進めていくことが必要となります。

新しい法律では、農業委員は町長の任命制となります。一定の基準に基づきまして、地域からの推薦や公募により候補者を選定することとなります。また、体制の強化に基づきまして、新たに農地利用最適化推進委員を設置することが求められておりまして、新しい農業委員会は農業委員と農地利用最適化推進委員で構成されることとなり、この2つの委員で農地の有効利用を進め、地域農業の発展に寄与できる体制を整備していくこととなります。

今回の条例改正では、このことに基づきまして、新たに農業委員と農地利用最適化推進委員の

定数を定めようとするものであります。

農業委員につきましては、従来の定数からの削減が求められておりました、地域数等を考慮いたしまして、また、農業者以外の中立的な立場、いわゆる学識経験者を含みまして、全体で7人を定数といたしたいと思っております。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、担当地域を定めた上で募集を図ることとなります。選考に幅を持たせるという意味から広域での枠を設定をいたしまして、小鹿、三朝、三徳地域で2人、高勢、賀茂、竹田地域で3人といたしまして、全体として5人を定数といたしたいと思っております。

結果といたしまして、現在の選挙による定数10人と選任による定数2人を合わせた12人と同数といたしておりました、現体制からのスムーズな移行に加えまして、求められております農地の利用の最適化等へ対応できる体制をつくっていきたいというふうに考えております。

次に、委員の報酬につきましては、県内の他の市町の状況等を踏まえまして、基本給につきましては現行と同額といたしております。しかしながら、より意欲的な取り組みを推進するという観点から、国や県の指導を受けまして、予算の範囲内の能率給を設定することが可能になるようにしております。これにつきましては、現場での状況を踏まえまして、具体的な設定をこれから検討してまいりたいと思っております。

以上が議案第103号、三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正についての説明であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 議案第104号、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について、議案第105号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更について、議案第106号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散について、議案第107号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分について、議案第108号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止について、西田総務課長。

○総務課長（西田 寛司君） 議案第104号、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書103ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、人事院通知で、地方自治法第245条の4第1項による技術的な助言に基づき、条例の一部を改正しようとするものでございます。条例上、特別の事情がある場合の具体的な規定がございませんので、国家公務員と同様の規定を設けようとするものでございます。

主な改正点としましては、1点目、配偶者同行休業の期間延長後の期間が満了する日に、当該

配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が同日後も引き続くことになった場合、第2点目は、配偶者同行休業の期間が延長することが当該延長の請求時には確定していなかった場合、3点目は、1点目、2点目の場合と準ずると認められた事情がある場合ということにしております。

以上が議案第104号、三朝町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についての細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議案第105号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更についてから、議案第108号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止についての4件の議案については、関連する議案でございますので、一括して御説明申し上げます。議案書105ページ以降となりますが、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

鳥取県町村職員退職手当組合及び鳥取県町村消防災害補償組合において、事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図るため、組織を統合し、総合事務組合に変更しようとするものでございます。それに伴い、所要の変更、解散、財産処分、廃止等を行おうとして改正しようとするものでございます。これは地方自治法の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上が議案第105号から議案第108号までの細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時49分散会
